

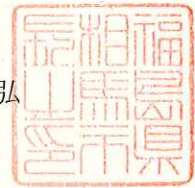
相馬市公告第2号

相馬市地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を記載した書面を次により縦覧に供する。

当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、令和8年2月4日までに、市に当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、意見書を提出することができる。

令和8年1月21日

相馬市長 阿部 勝弘



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を記載した書面の縦覧期間
自 令和8年1月22日
至 令和8年2月 4日

- 2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を記載した書面の縦覧場所
相馬市役所 農林水産課
相馬市中村字北町63番地の3

- 3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、窓口及び郵送による提出とする。意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名、連絡先を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載すること。なお、地域農業経営基盤強化促進計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

- 4 意見書の処理等

意見書については、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。